

# 成年後見 センターだより

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない人の権利を守る制度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、法律面や生活面で支援します。

成年後見センターでは、だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用推進に取り組んでいます。（※新宿区社会福祉協議会が、新宿区から運営を受託しています。）

## 成年後見センターでは、

- 随時、センター職員がご相談をお受けします。
- 他にも、週3日、専門家（月：司法書士、水：弁護士、金：社会福祉士）に相談ができます。

- どんな制度なのか知りたい。
- 頼れる親族がないので将来が不安。
- 後見人になるにはどうすればいいの？
- お金や通帳の管理に不安がある。など



## 特集！新宿区で活躍する市民後見人

### 市民後見人とは？

「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」（厚生労働省ホームページ）のことです。市民後見人は資格ではなく、家庭裁判所から選任されて初めて成年後見人となります。新宿区では、東京都の基礎講習修了生が「新宿区登録後見活動メンバー」として27人（平成26年5月末現在）が登録し、市民後見人を目指して研鑽を積んでいます。

### ♪ 市民後見人へのインタビュー ♪

新宿区内で活動する市民後見人は、実際にどのような活動をしているのでしょうか。

今回は、平成19年度から区登録後見活動メンバーに登録し、平成23年1月から市民後見人として活動している堀内芳男ほりうちよしおさんにお話を聞きました。



堀内 芳男さん



市民後見人になったきっかけを教えてください

東京都の広報で「平成19年度社会貢献型後見人（東京都における市民後見人の呼称）を目指すための基礎講習」受講の募集記事を目にしたのがきっかけでした。2年後に定年退職を迎えるにあたり、退職後はこれまでの仕事（IT関連企業のシステムエンジニア）とは別に、社会に貢献できる福祉関係の業務に携わりたいと考えていました。時あたかも高齢社会に突入し、認知症高齢者の増加が叫ばれていましたので、「社会貢献型後見人」という文言を目にして直ぐに応募しました。東京都の基礎講習を終えて新宿区登録後見活動メンバーになり、市民後見人として現在2名の方の後見業務を受任しています。

(1面からの続き)



市民後見人としてどのような活動をしていますか？

現在、私は特別養護老人ホームに入所中の89歳と99歳の女性の成年後見人を務めています。それぞれ月1回程度施設での<sup>しんじょうかんご</sup>身上監護※と、適宜支払いなどの金銭管理を行います。また、3ヶ月に1回、監督人（新宿区社会福祉協議会）に業務報告を行っています。

※身上監護：本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等に関わる契約などのお手伝いをする事です。



後見活動で心がけていることはありますか？



後見活動では、施設訪問時の身上監護面に留意するよう心掛けています。留意点としては、色々なお話を通して、ご興味の対象や、これまでの生活歴等を伺い、楽しかった時の記憶や感情を引き出すように努めて、ご本人が穏やかに施設で暮らして頂けるように心がけています。



市民後見人に求められることは何だと思いますか？

市民後見人は、一般人としての生活感覚に根差した目線で、後見活動に臨むことが求められていると思います。例えば利用者様が施設入所中の場合、親族では言い難い要望等も、市民後見人であれば利用者様と同じ立場から、施設に本音をぶつけることができます。また、弁護士などの専門職後見人とは違い、よりボランティア精神に比重を置いた活動も求められていると思います。



市民後見人としての今後の展望を聞かせてください

日本における高齢社会の到来と、都市の社会環境問題（孤立化、貧困化）等が相まって、今後、市民後見人の活動の場は更に広がる事が予想されます。人的資源の拡充は勿論必要ですが、後見人活動の質的向上に向けて、支援体制の拡充（例えば法人後見の設立）や、後見人（親族・市民・専門職）同士の情報交換（多数の事例検討等）による自己研鑽が更に大切になっていくと考えています。

### 求められる市民後見活動

新宿区では現在、市民後見人の方が9名（10件）の後見活動を行っています。利用者の方一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな市民後見活動は今後もますます求められてきます。新宿区成年後見センターではさらに市民後見人の養成に力を入れていきたいと考えています。



日々の後見活動について助言し合う  
受任者連絡会の様子

# 東京家庭裁判所「成年後見申立ての手引き」が改訂されました

(平成26年3月版)

## ♪主な改訂ポイント♪

### ① 後見制度支援信託について

後見制度支援信託についての記載が追加されました。後見制度支援信託とは、後見開始事件について、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。信託財産の払戻しや信託契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。この仕組みにより、本人の財産の保護を確実に行おうとするものです。

### ② 申立て書類の事前送付と面接日予約

これまで、申立て書類は面接日の予約をして面接日当日に持参することとなっていましたが、予約した面接日の前に申立書類を郵送することになりました（土日休日を除く面接の3日前まで）。当日持参の場合は、面接開始までしばらく待つこととなります。

### ③ 予納郵便切手の変更

26年4月からの消費税増税に伴い、申立てに関わる予納郵便切手の金額も変わりました。

詳しくは東京家庭裁判所ウェブサイト内の  
**後見サイト**で確認できます！

(URL:<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/>)



## 後見サイトに掲載されている内容

- 後見Q&A： 成年後見制度についてQ&A形式で案内しています。
- 後見センターレポート： 成年後見関係事件を巡る最近の動向を伝えています。これまで5号まで発行されています（平成26年5月現在）。上記、①と②についても記載されています。
- 申立方法： 申立て方法、後見人が選ばれるまでの手続の流れを案内しています。
- 必要書類： 申立てに必要な書類を説明しています。申立て書類と「成年後見申立ての手引き」がダウンロードできます。
- 選任後の手続き： 成年後見人等に選ばれた後のことを説明しています。

# 新宿区成年後見センター 職員紹介

～ 今年度より、新宿区内を3地区にわけて担当しています ～

<b>東</b>	東地区担当 (四谷・筆筈町・榎町地区)	<b>中</b>	中央地区担当 (若松町・大久保・戸塚地区)	<b>西</b>	西地区担当 (落合第一・落合第二・柏木・角筈地区・区役所)
----------	------------------------	----------	--------------------------	----------	----------------------------------



## 名前 (写真の説明)

- ①新宿お出かけスポット
- ②休日の過ごし方
- ③ひとこと

### New!

#### 廣谷恵子 (後列左から2番目)

- ①四季折々の新宿御苑
- ②健康のため、公園街角の散歩
- ③丁寧・正確な事務を心がけていきたいと思っています。

#### 落合珠巳 (後列左から3番目)

- ①落合公園
- ②掃除や洗濯
- ③なんでもご相談ください。

#### 川勝健司 (後列右から3番目)

- ①大久保の焼肉店 **中**
- ②息子と電車の踏切を眺める。
- ③お気軽にご相談ください!

#### 田中多枝子

- (後列右から2番目)
- ①あちこちの本屋さん
  - ②ひたすらゴロゴロ (家事は?)
  - ③まず、お話を丁寧に伺うよう心がけています。



#### 石岡愛里 (後列左)

**東**

- ①新宿御苑
- ②お散歩・ライブ♪
- ③分かりやすく説明できるように心がけます。



#### 白井たか (後列右)

**西**

- ①神楽坂周辺の食事処 (ミシュランでも多数紹介されています)。
- ②サーフィン。今年は親子で!
- ③育休から復帰しました。メリハリのある仕事をしたいと思ひ

#### 島野明美 (前列左)

**中**

- ①妙正寺川沿いの素敵なカフェ
- ②子供にパズルを教わってもらう。
- ③街で見かけた時にはお気軽にお声かけください!

#### 料治康子センター長 (前列右から2番目)

- ①センターにいらしていただくと、帰りにはあまたの高田馬場のラーメン屋さんがお楽しみいただけます。
- ②半分はひたすら家事。半分はひたすらいろんな街をうろうろ。
- ③みなさまがセンターに望むこと、ぜひお聞かせください!



#### 長谷川真也 (前列右)

**東**

- ① 新宿駅近辺のウィンドウショッピング
- ②子どものご機嫌を伺いながらちょっかいをだす。
- ③とりあえずのご相談を! 相談にあった対応を心がけます。



#### 滝上裕嗣 (前列左から2番目)

**西**

- ①神田川
- ②文字どおり休んでいます。
- ③何かあったらお気軽に相談を

**New!** 4月から新しい職員が加わりました。今後ともよろしくお願ひします!

至池袋  
JR山手線  
西武新宿線  
高田馬場駅  
BIG BOX  
早稲田通り  
東西線7番出口  
都バス「新宿区社会福祉協議会前」  
明治通り  
戸塚第二小学校  
案内用の看板があります  
至新宿  
新宿区成年後見センター  
(新宿区社会福祉協議会内)

## 新宿区成年後見センター ご案内

- ◇ JR山手線・西武新宿線  
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇ 東京メトロ東西線  
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇ 都バス  
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園  
または、「飯64」小滝橋⇄九段下  
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)  
 【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082  
 【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp 【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp